

在宅介護者支援事業の見直しについて

〈 事業概要 〉

在宅で重度の介護を要する高齢者を介護する者に対して、介護支援金を支給することにより、家族の精神的、経済的な負担を軽減し、もって要介護者及びその介護者の福祉の増進に寄与することを目的として、介護者支援金を支給している。

〈 見直しを行う理由 〉

- ◇ 平成27年3月末、厚生労働省から、地域支援事業実施要綱の改正案が示された。
- ◇ 今回、国が行った地域支援事業の見直しにより、家族介護継続支援事業の対象事業と対象要件が明確化された。
- ◇ 見直しの理由としては、全国での実施率が低い事業については、市町村の一般施策等で実施すべきものとして、平成27年度から地域支援事業の対象外となったことによるもの。

〈 地域支援事業 新旧対照表 抜粋 〉

旧 要綱	新 要綱
<p>(ウ) 家族介護継続支援事業 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見や、介護用品の支給、介護の慰労のための金品の贈呈、介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催する。</p>	<p>ウ 家族介護継続支援事業 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。 (ア)健康相談・疾病予防等事業 (省略) (イ)介護者交流会の開催 (省略) (ウ)介護自立支援事業 ※介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業</p>

※ 国は介護サービスを受けていない期間を「1年以上」を目安としている。

〈 現 行 〉

岡山市在宅高齢者介護支援金支給事業 [支給額 4万円／年額]	岡山市家族介護者慰労金支給事業 [支給額 10万円／年額]
H26実績：13,120千円（328人）	H26実績：900千円（9人）
【主な対象要件】 ① 市民税非課税世帯 ② 年度内に在宅で6月以上介護 ③ 65歳以上の要介護高齢者（要介護3以上） （※ 介護サービスを受けていても要件に該当）	【主な対象要件】 ① 市民税非課税世帯 ② 年度内に在宅で6月以上介護 ③ 65歳以上の要介護高齢者（要介護4以上） ④ 要介護高齢者が支給申請の属する月前1年間に介護サービスを受けていないこと。
※ 国の要綱改正後は 補助対象外	※ 国の要綱改正後も 補助対象



国の要綱改正により、在宅高齢者介護支援金支給事業が補助対象外となることを踏まえ、平成28年度以降の在宅介護者支援事業のあり方について早急な検討を行う。